

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 18 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成 17 年亀山市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第 3 号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。